

ロシアで「非友好国」の知的財産権は 保護されないのか



著者：黒瀬 雅志¹

Vladimir Biriulin²

A. ロシアにおける最近の知的財産問題

ロシアのウクライナ侵攻後、日本の知的財産関係者の間で、ロシアの「非友好国」リストに含まれている日本の知的財産権は、ロシアにおいて保護されないのかという漠然とした不安の声が聞かれる。

この不安は、2022年3月に下されたPeppa Pig判決と、同じく3月に公布された法令第299号が起因しているように思われる。

- (1) Peppa Pig判決（キーロフ仲裁裁判所、2022年3月3日判決、Case A28-11930/2021）
「非友好国」の企業による賠償請求は権利濫用である。

- (2) 法令第299号（2022年3月6日公布）

政府が強制実施許諾した場合に、実施権者が特許権者に支払うべき対価について、「非友好国」の特許権者に対しては支払わなくてもよい。

Peppa Pig判決の顛末を紹介するロシア弁護士であるウラジミール・ビリュールン氏の論文に関連して、まずは不安が生じている要因について整理し、ロシアの現在の知的財産権保護の状況を確認する。

ロシアのウクライナ侵攻に対して、米国をはじめとする多くの国々がロシアへの経済制裁を行っている。ロシア政府は、この他国からの経済制裁に対する対抗措置として多くの「対抗措置法」を公布している。この「対抗措置法」において、法令299号の他に知的財産権保護に関係する規定は見当たらないが、外国企業から知的財産権の侵害で提訴されたロシア企業が、その抗弁として、次に述べる法令79号を根拠に、「非友好国」の企業である原告が侵害訴訟を提起することは「権利濫用」であると主張する事例がいくつか見られる。

1 弁理士 黒瀬IPマネジメント

2 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners